

「中間のまとめ」に対するパブリックコメントについて

「文の京」パブリックコメント手続要綱第8条第2項に基づき、氏名及び住所の明示を必須として意見募集を行ったため、匿名での意見については、記載していません。また、募集期間を過ぎて提出された意見についても同様に記載していません。

収受 番号	ご意見（原文）	区の方考え方
1	<p>文京区にある銭湯は、現在4か所に減ってしまいました。戦後建ったアパートには内風呂のない家が結構ありますので、交通機関を使って通わなければならない人がいます。浴場を設けて欲しくお願い致します。</p>	<p>区は公衆浴場の経営支援を行っている立場であり直接浴場経営に携わる考えはございませんが、区では、公衆浴場が区民の健康増進等に関して重要な役割を担っていると認識しており、これまで、区内公衆浴場に対し、施設整備等補助や中小企業診断士派遣等の様々な支援を行ってきました。</p> <p>また、昨今の燃料費の高騰を踏まえ、ガス代の補助について大幅な拡充を行っております。</p> <p>今後も引き続き、各浴場が抱える様々な課題や新しいニーズの把握に努め、適切な支援を行うことで、区内公衆衛生の維持向上に努めてまいります。</p> <p>なお、現在、文京区内には、5か所の公衆浴場がございます。</p>
2	<p>寝たきりの人にとって、指定された方法での各種がん検診を受信するのは困難です。専用の医療機関を指定するか、別の検査方法を検討してください。</p>	<p>がん検診は、症状のない健康な方が対象とされており、早期発見・早期治療などの利益がある一方、結果的に不必要な検査や、検査に伴う偶発症発生の可能性などといった不利益もあることから、寝たきりの方等につきましては、かかりつけ医に個別にご相談をいただければと思います。</p> <p>また、区のがん検診は、国の指針に基づいて実施していることから、指針に定めのない検査方法の実施は現段階では難しい状況です。お手数ですが検査方法につきましても、かかりつけ医にご相談いただけますようお願いいたします。</p>

<p>3</p>	<p>かかりつけ医が急に閉院したとき、受信記録を見ることができません。保健所で管理することはできないでしょうか。</p>	<p>受診記録は医療機関で診療録として記録されます。診療録については、医師法第24条第2項の規定により、病院又は診療所の管理者が5年間保存するように義務付けられているため、原則、行政が管理することはできません。閉院した場合も同様に、病院又は診療所の管理者に5年間の保存義務があるため、管理者にご相談ください。閉院した診療所の管理者の連絡先がご不明な場合は、保健所で把握している場合もありますので、生活衛生課医薬係にご相談ください。</p>
<p>4</p>	<p>日頃より私どもたばこ商業協同組合の事業活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。先般公表されました標記計画素案のパブリックコメントにつきまして、文京区のたばこ販売店の立場とともに、私どものお客様である喫煙者の声を代弁する立場として意見いたします。</p> <p>【主旨】</p> <p>私どもは、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、たばこの販売を通じて毎年2兆円を超える、国、地方への財政貢献を担っております。文京区における令和4年度の特別区たばこ税は約10億円を納めており、文京区財政の一端を担っているとの誇りと自負を持って、日々たばこの販売に励んでおります。また、街中の吸い殻拾いといった清掃美化活動を実施しており、喫煙マナーの啓発も行っております。</p> <p>現在、文京区におかれましては文京区地域福祉保健計画中間のまとめ（令和6年度～令和8年度）策定に向けた検討をされております。今後、仮に喫煙に関する過度な規制強化がなされた場合、更なる喫煙機会の減少、消費本数の減少が進むことは、たばこ業界に多大な影響があると危惧しております。喫煙対策に関しては、2020年4月に改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙を防ぐために十分な措置が決められたと認識しております。また、文京区では「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」が制定されており、区内全域の屋外の公共の場所で</p>	<p>本区においては、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」により、公共の場所（公道や公園等）での喫煙及びポイ捨てを禁止するとともに、公共の場所以外の屋外（私道や私有地等）で喫煙する場合は、喫煙による迷惑行為のないよう配慮することとしております。また、喫煙所の整備については、シビックセンター及び御茶の水橋際公衆便所横に指定喫煙場所を設置しているほか、屋内喫煙所設置費等助成制度による民間運営の喫煙所を6か所設置しております。本区としましては、喫煙所の整備がさらに必要と認識しており、設置経費や保守管理経費の助成に加え、今年度から賃料を助成対象にするなど助成内容を拡充したことで、2か所の喫煙所を新たに設置したところです。</p> <p>一方で、受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、母子においては乳幼児突発死症候群（SIDS）の危険性が高まることなどが科学的に明らかにされており、家庭において、子どもが受動喫煙にさらされる可能性の高い場所であるため、妊婦と子どもの健康を守る必要があると考えております。</p> <p>今後も地域環境美化及び受動喫煙防止の観点から、喫煙マナーの向上及び喫煙所の整備等を進めてまいりますので、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>

の喫煙が禁止されています。屋内外における喫煙規制の強化やそれに伴うたばこ離れ、高齢化の進展等によりたばこの販売量は減少の一途をたどっております。私ども町のたばこ屋は、高齢で年金とたばこの販売で生計を立てているところも多く、強い不安を抱いており、文京区が国や東京都を上回る独自の健康計画を策定した場合、たばこに対する心象の悪化を助長することとなり、正に死活問題となります。多くの喫煙者は周囲への配慮もしっかりと行っておりマナーも向上しています。喫煙者がたばこを楽しむための場所は適正に確保されるべきだと考えます。

そのため、喫煙に関する計画見直し議論については、科学的根拠に基づいた冷静なスタンスでおこなっていただきますようお願い致します。

上記により、以下意見いたします。

【意見】

「乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下」の目標設定について

（第Ⅴ部 保健医療計画 第４章 目標と計画事業 ３計画事業
（１）健康づくりの推進 １－１ 健康的な生活習慣の確立 行動目標
P.483）

「乳幼児がいる家庭での喫煙率の低下」の目標として、ベースライン 9.2%（令和４年度）から 0.0%（令和 10 年度）を目指すことが示されております。

東京都では、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」（平成 30 年 4 月 1 日施行）第六条において、「喫煙をしようとする者は、家庭等において、子どもと同室の空間で喫煙をしないよう努めなければならない」といった努力義務の表記にとどまっており、本目標の 0.0%は過剰な設定であると考えます。また、現時点で現行計画における目標 3.0%（平成 34 年度）を達成できていないにも関わらず、さらに厳しい目標を設定するのは、非現実的であります。

たばこ税は区財政にとって重要な財源となっており、喫煙率を必要以上に減らす取り組みは、財源の減少につながることもなりかねず、区政全体の中でのバランスを考えることも必要なのではないかと考えま

す。

また、たばこは長年にわたり生活に定着し親しまれてきた合法的大人の嗜好品であり、喫煙するかしないかは、健康に関する適切なリスク情報を認識したうえで20歳以上の個々人が自ら判断すべきものであると考えております。適切な情報に基づいて、大人が自由にたばこを楽しむという選択は尊重されるべきであり、さらに「家庭」というプライベート空間に行政が介入して個々人の判断を特定の方向に向くよう強制することは問題であると考えます。

したがって、「幼児がいる家庭での喫煙率の低下」については、「喫煙率の低下」の目標と同様、「減らす」といったの定性表記、あるいは少なくとも現行計画の目標3.0%の記載にとどめるべきと考えます。

現在文京区におかれましては、シビックセンターや御茶の水橋際公衆便所横に喫煙所を設け、喫煙者がマナーを守り、喫煙を楽しめる環境を整備していただいている状況と認識しており、心から感謝申し上げます。一方で、日々取り組んでいる美化活動においてもご承知の通り、吸い殻のポイ捨てが多く散見される状況となっていることから、まだまだ喫煙場所が足りない状況と認識しております。

また、先に施行している全国自治体の路上喫煙を制限する条例においても、路上禁煙区域等を設定される際は、そのほとんどにおいて喫煙所を整備している状況であり、まちの環境美化を守り、喫煙マナー向上を図るためには、喫煙所の設置が不可欠であることは明らかなです。

どうか、今般の健康計画で喫煙者の割合を設定される際には、区内のたばこ販売店や喫煙者への影響等も踏まえ、一方的で偏ったものでなく、バランスの取れた実効性のある取り組みとしていただきますよう、切にお願い申し上げます。今後とも非喫煙者に迷惑をかけないよう、喫煙者がマナーを守って喫煙できる場所を整備いただき、喫煙者、非喫煙者がいがみ合うことなく共存できるたばこ対策を実行いただくよう、お願い申し上げます。

<p>5</p>	<p>各施策について、区民に対して強制的にならない、バランスの取れた計画になるようお願いしたいです。</p>	<p>本計画については、区が取り組む事業内容等をお示ししているものです。このうち、普及啓発や地域活動の支援等の記述もありますが、区民の皆様に行動等を強制するものではございません。また、計画の策定にあたっては、区民・学識経験者等で構成する地域福祉推進協議会やパブコメ等を通じていただいた意見を踏まえ、検討・反映させながら、バランスのとれた計画となるよう努めておりますので、ご理解のほどお願いします。</p>
<p>6</p>	<p>2人の子供の育児に日々奮闘しています。仕事や育児の合間の一服が、今の自分にとっては唯一のリフレッシュであり、大切な時間です。タバコを吸う時は家でも外でも人の迷惑にならないよう、自分なりに気を遣っているつもりです。家が近いので、シビックセンターやラクーアにもよく家族と行きますが、以前礪川公園にあった喫煙所が急につぶれてしまい、ショックを受けました。家の近くの商店にあった灰皿も1年くらい前になくなってしまい、外でも吸える場所が全然ないです。こちらの保健医療計画を読んだところ、外でも吸えないのに、さらに家の中でも子供がいたら吸ってはいけないのかと、正直、切なくなりました。</p>	<p>本区においては、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」により、公共の場所（公道や公園等）での喫煙及びポイ捨てを禁止するとともに、公共の場所以外の屋外（私道や私有地等）で喫煙する場合は、喫煙による迷惑行為のないよう配慮することとしております。また、喫煙所の整備については、シビックセンター及び御茶の水橋際公衆便所横に指定喫煙場所を設置しているほか、屋内喫煙所設置費等助成制度による民間運営の喫煙所を6か所設置しております。本区としましては、喫煙所の整備がさらに必要と認識しており、設置経費や保守管理経費の助成に加え、今年度から賃料を助成対象にするなど助成内容を拡充したことで、2か所の喫煙所を新たに設置したところです。</p> <p>一方で、受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、母子においては乳幼児突発死症候群（SIDS）の危険性が高まることなどが科学的に明らかにされており、家庭において、子どもが受動喫煙にさらされる可能性の高い場所であるため、妊婦と子どもの健康を守る必要があると考えております。</p> <p>今後も地域環境美化及び受動喫煙防止の観点から、喫煙マナーの向上及び喫煙所の整備等を進めてまいりますので、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>